

平成 30 年度第 1 回全国健康保険協会滋賀支部評議会

開催日時：平成 30 年 7 月 12 日（木）13：55～16：00

開催場所：滋賀ビル 9 階会議室（伊吹の間）

出席者：上山評議員、谷口評議員、村井評議員、

欠席者：梅澤評議員、嶋林評議員、白崎評議員、中岡評議員、日爪評議員、平山評議員
（五十音順）

事務局：西田支部長、堀瀬部長、吉川部長、南部グループ長、飛鳥グループ長、
協之菌グループ長、藤田グループ長、岡本グループ長補佐、
田中グループ長補佐、吉本保健専門職、牛草スタッフ

議 事：1. 平成 29 年度協会けんぽ決算見込みについて
2. 平成 29 年度事業報告について
3. サテライト窓口の廃止について

その他：インセンティブ制度の本格実施について

議題 1. 平成 29 年度協会けんぽ決算見込みについて

- ・事務局から「平成 29 年度協会けんぽ決算見込みについて」を資料に沿って説明。

《評議員の主な意見》

（事業主代表）

滋賀支部の支部別収支差の地域差分が 400 万円プラスとなっていることについて、支部としては何が要因と考え、どのように評価しているのですか。決算見込みの表では、医療費と賃金の動向を見比べると一人あたりの保険給付費の伸び率が大きい中、収支差がプラスになっている滋賀支部は優秀であると思います。

（事務局）

先ほどの説明について、もう一度申し上げますと、医療給付費ベースの保険料率を算出するにあたって、当該年度の分を見込みで算出しています。そして、2 年後の決算見込み額で比較したときの差が地域差分に反映してきます。今回の資料でご説明いたしますと、平成 29 年度の医療給付費が平成 27 年度に想定していた医療給付費よりも少なくなったということになります。事務局としては、どの事業の影響で医療給付費が下がったかを個別に特定することはできませんが、良い方向に出ていると解釈します。なお、繰り返しの説明になりますが、今回の収支差は保険料率を下げる方向に働きます。

(事業主代表)

健康保険組合によっては財政状況が厳しく、協会けんぽに編入するという話を聞きますが、資料では、被保険者数も増加しており、協会けんぽの財政状況からみるとマイナスの要因に思える反面、収支差については4,486億円あり、準備金残高は法定準備金の3.1か月分あります。法定準備金を超える部分について、保険料率に反映させるという議論をしたくなりますが、事務局の見解はどうか。

(事務局)

結果的に保険料収入が増え、準備金残高は3.1か月分となりました。しかし、前年度の決算から見ると0.5か月分しか増えていません。平成4年度の準備金残高をご覧くださいと、準備金が3.9か月分ありますが、1か月分にかかる医療費が現在とは決定的に違います。準備金の金額は大きくなっていますが、月分で見ると、それほど多くないとも言えます。また、平均保険料率を10%で維持した場合の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況を賃金上昇率で見ると、遅くとも2023年度には単年度収支が赤字に転換します。そのため、現時点で保険料率を下げる余力はないと考えます。

(事業主代表)

単年度収支差が赤字になると準備金残高が減っていくということは、現状の準備金残高の3.1か月分では、国庫補助を出している国側からすると危機感を持ったのではないかと思います。

(事業主代表)

私も事務局の説明から、現状の準備金残高では楽観できないという理解をしました。今後の賃金や医療費の伸びから予測すると、3.1か月分の準備金では、保険料率を下げる判断をするには難しいと感じました。

(学識経験者)

準備金残高が増加すると、国庫補助率が下がった記憶があります。今後は国庫補助率を下げられることはありませんが、今回の状況は、従来とは異なる危機が近づいていると感じました。

議題2. 平成29年度事業報告について

- ・事務局から「平成 29 年度事業報告について」を資料に沿って説明。

《評議員の主な意見》

(学識経験者)

レセプトグループの内容点検効果額の上昇については、高額レセプトの点検を強化した結果という説明ですが、今まではそのような取り組みをされていなかったのですか。また、内容点検効果額の実績が上がった要因は、他府県の事例を参考にして事業に取り組んだ結果ですか。

(事務局)

ご指摘のように 2 年前からはシステムの中に全国の事例が反映されるようになり、各支部の事例を見ることができるようになりました。これを契機に事例を参照し点検員のスキルアップを図る取り組みができたことも内容点検効果額が上がった要因です。また、入院レセプトについては、滋賀県内で多く実施されている手術に的を絞って査定を実施したことも内容点検効果額が上がった要因と考えます。

(学識経験者)

最近の広報について、大学ではホームページ等パソコンを使った閲覧方法から、スマートフォンで閲覧できる方法に移行しています。協会けんぽではスマートフォンを主体とする方法や SNS を利用する広報など、経費を下げながらすぐに発信できる取り組みなどは検討されていますか。

(事務局)

他支部の事例を見ますと、SNS を利用したパイロット事業を展開している支部があります。その実施結果が良ければ、全国展開される可能性があります。しかし、システムに脆弱性があると危険なので、その点は十分検証していく必要があると考えます。なお、滋賀支部では、ビワテクというスマートフォン向けのアプリを滋賀県と大津市、草津市、東近江市の 5 者で立ち上げて推進しています。また、滋賀支部では、被扶養者の特定健診受診率の向上を目的とした AI を活用したパイロット事業に取り組んでいく予定です。

(事業主代表)

広報のターゲットですが、事業所にアプローチするのが効果的だと思いますが、その点については、どのように考えておられますか。

(事務局)

基本的に協会のアプローチの仕方は事業主経由です。しかし、事業によっては例外もあります。健康診断で申しますと、生活習慣病予防健診は被保険者がターゲットなので事業主経由となります。特定健診は被扶養者がターゲットなのでダイレクトに被扶養者へ働きかけを行っています。

議題3. サテライト窓口の廃止について

- ・事務局から「サテライト窓口の廃止について」を資料に沿って説明。

《評議員の主な意見》

(事業主代表)

閉鎖することによって経費はどの程度節減となりますか。

(事務局)

500万円ぐらいの経費を節減することができます。

(事業主代表)

その500万円の経費節減を何らかの形で協会のサービスに有効に使っていただきたいと思います。

その他. インセンティブ制度の本格実施について

- ・事務局から「インセンティブ制度の本格実施について」を資料に沿って報告。

《評議員の主な意見》

(事業主代表)

後期高齢者医療制度への拠出金をベースにして報奨制度とするということは、具体的にはどのようなことですか。

(事務局)

インセンティブ制度自体が、後期高齢者支援金制度の加算・減算がベースとなり、全保険者一律に掛けられています。そして、成績が悪かった保険者には拠出金を加算し、成績が良かった保険者には減算するという方法です。その様な方法で他の保険者にはインセンティブが効いていますが協会けんぽは除外されています。その代わりに、各支部の評価を後期高齢者の支援金にかかる拠出金に0.01%を盛り込むという方法となりますので、他の保険者とは違う位置づけです。このインセンティブ制度は30

年度から始まりましたので、今年度の結果が 32 年度の保険料率に反映してくるようになります。

(学識経験者)

この 0.01%を追い求めることが、本当に支部のメリットになりますか。他の事業に支障をきたすことはないのですか。

(事務局)

事業実績を出すことはもちろん大事ですが、インセンティブのメリットを受けるためではなく、保険者としての本来事業への取り組み、例えば、健診受診率を上げて医療費を下げることや、ジェネリック医薬品の使用割合を 80%にすることといった本来の事業効果を求めて制度自体を維持していくことが大事だと考えています。

以上